

東広島市監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、東広島市長から令和7年度（下半期）財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和8年5月1日

東広島市監査委員 天神山 勝 浩
同 五 丁 和 夫
同 北 林 光 昭

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について

1 監査の対象

| 対象法人等 | 監査結果報告提出年月日 | 措置事項通知年月日 |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| ひがしひろしま有限責任事業組合 | 令和8年3月26日 (東広監委第39号) | 令和8年4月17日 (東広農水第53号) |
| TRC・シナジーグループ | 令和8年3月26日 (東広監委第39号) | 令和8年4月17日 (東広教生第3号) |

2 監査の実施期間

令和7年11月14日から令和8年3月18日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) ひがしひろしま有限責任事業組合

| 監査の結果（指摘事項） | 措置の内容 |
|---|---|
| 1 指定管理者が行う協定等に基づく義務の履行状況 施設使用料の算定において、誤って算定しているものがあつた。 | 施設使用料の算定に関して、利用料金表の更新及び施設使用許可申請書を改訂し、事務処理誤りの再発防止策を講じるよう指導を行った。使用料金表や施設使用許可申請書の改定については、令和8年4月1日に適正に実施されていることを確認した。 |

| | |
|---|--|
| <p>2 指定管理者が行う協定等に基づく義務の履行状況</p> <p>毎月の利用状況報告において、報告すべき事項を適切に報告していなかった。また、利用者アンケート調査結果の報告書も提出していなかった。</p> | <p>指定管理者と基本協定書の読み合わせを実施し、その必要性について指導を行った。現在は適正な時期に提出されている。</p> <p>また、提出物チェックリストを作成するとともに、定例会議の会議録様式に組み込み再発防止策を講じた。</p> |
| <p>3 所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務</p> <p>東広島市道の駅湖畔の里福富の管理業務において、毎月の利用状況報告で報告することとされている事項を適切に報告させていなかった。また、利用者アンケート調査結果の報告書も提出させていなかった。</p> | <p>指定管理者と基本協定書の読み合わせを実施し、その必要性について指導を行った。現在は適正な時期に提出されている。</p> <p>また、提出物チェックリストを作成するとともに、定例会議の会議録様式に組み込み再発防止策を講じた。</p> |

(2) TRC・シナジーグループ

| 監査の結果(指摘事項) | 措置の内容 |
|---|---|
| <p>1 指定管理者が行う協定等に基づく義務の履行状況</p> <p>指定管理料で購入した備品(市有備品)のうち、備品一覧に記載されていないものがあった。</p> | <p>指定管理料で購入した備品(市有備品)について、備品一覧に記載するよう指導した。</p> <p>備品の適切な管理を確実に履行するため、新たに「指定管理業務における備品管理の基準」を作成し、統一様式による報告を厳格にするとともに、毎月の定例会において随時報告を求め、市も遺漏なく現地確認をすることとした。</p> <p>令和8年4月1日から、新たな事業者による指定管理が始まっているが、適切な管理体制のもと、再発防止を徹底する。</p> |